



台風 15・19 号及び 10 月 25 日の大雨による被災者への支援について

①松戸市被災住宅修繕緊急支援事業補助金について

令和元年台風第 15 号、第 19 号及び同年 10 月 25 日の大雨による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、被災した市内の住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う者に対し、要綱を整備し、12 月 2 日（月）から補助金の申請の受付を開始します。

記録的な暴風雨となった台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、広範囲で長期にわたり被害が発生しました。特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊が発生しました。

●補助金の補助率

本市は台風第 15 号による災害救助法の適用を受けておりませんが、国及び県から補助制度の積極的な活用について助言があり、被災された市民の方々が普段の生活を取り戻すことができるよう、罹災証明書の判定結果が半壊又は一部損壊が認められた、自らが居住する住宅を修繕する方々に工事費の 20%、上限 50 万円を補助します。

●罹災証明書の申請件数（11 月 20 日時点）

台風第 15 号は 160 件、台風第 19 号は 153 件、10 月 25 日の大雨は 0 件、合計 313 件になります。

●他市の状況

県内の近隣市では既に船橋市がこの補助制度の受付を 11 月 1 日から開始しております。

●**予算** 本市は予備費にて対応いたします。

●今後の市民への周知方法

- ・罹災証明書を受けられた方々に補助金のご案内を郵送。
- ・松戸市ホームページの掲載を 12 月 1 日（日）に予定。
- ・広報まつど 12 月 1 日号への掲載を予定。

【問い合わせ先】

街づくり部建築指導課 ☎ 047-366-7368

松戸市被災住宅修繕緊急支援事業補助金のご案内

令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨で被災した住宅の修繕工事費用の一部について補助を行います。

支援対象住宅	令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨により被災し市が発行した、り災証明書の判定結果が半壊又は一部損壊が認められた自らが居住する住宅。				
補助対象者	以下のすべてに該当する方となります。 ① 現に自己が居住する住宅の修繕工事を行う者。 ② 市税を滞納していないこと。				
補助対象工事	屋根・外壁等の修繕工事で令和元年9月9日(月)以降に着手したものであり、既に修繕工事が完了しているものを含む。 対象範囲 <table border="1"><tr><td>○対象</td><td>・屋根(瓦・スレート等の葺いた屋根) ・外壁・柱・基礎等の構造耐力上主要な部分 ・建具・天井・床・給排水設備・衛生設備等</td></tr><tr><td>×対象外</td><td>家電製品・家具・照明器具・外構等 ※原則として、壊れていない部分の取り換え等は、対象外です。</td></tr></table>	○対象	・屋根(瓦・スレート等の葺いた屋根) ・外壁・柱・基礎等の構造耐力上主要な部分 ・建具・天井・床・給排水設備・衛生設備等	×対象外	家電製品・家具・照明器具・外構等 ※原則として、壊れていない部分の取り換え等は、対象外です。
○対象	・屋根(瓦・スレート等の葺いた屋根) ・外壁・柱・基礎等の構造耐力上主要な部分 ・建具・天井・床・給排水設備・衛生設備等				
×対象外	家電製品・家具・照明器具・外構等 ※原則として、壊れていない部分の取り換え等は、対象外です。				
補助金額	補助対象工事に要する費用の20%(上限50万円)				
申請受付期間	令和元年12月2日(月)～令和2年2月28日(金) (令和2年3月31日までに支払いが完了し、実績報告書を提出できるもの)				

※令和2年4月以降に工事着手又は支払いが完了するものについては来年度の予算措置が必要になりますので決定次第お知らせします。

・申請方法

1. 交付申請の提出書類

- (1) 松戸市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 資力に関する申出書(第2号様式)
- (3) 修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真
- (4) 修繕工事の見積書の写し及び修繕見積書(第3号様式)
- (5) り災証明書の写し
- (6) 住民票の写し
- (7) 案内図
- (8) 耐震性等の向上に資する修繕確認書(第4号様式)
- (9) 市税を滞納していないことを証する書類
- (10) 口座振替払申出書
- (11) その他市長が必要と認める書類

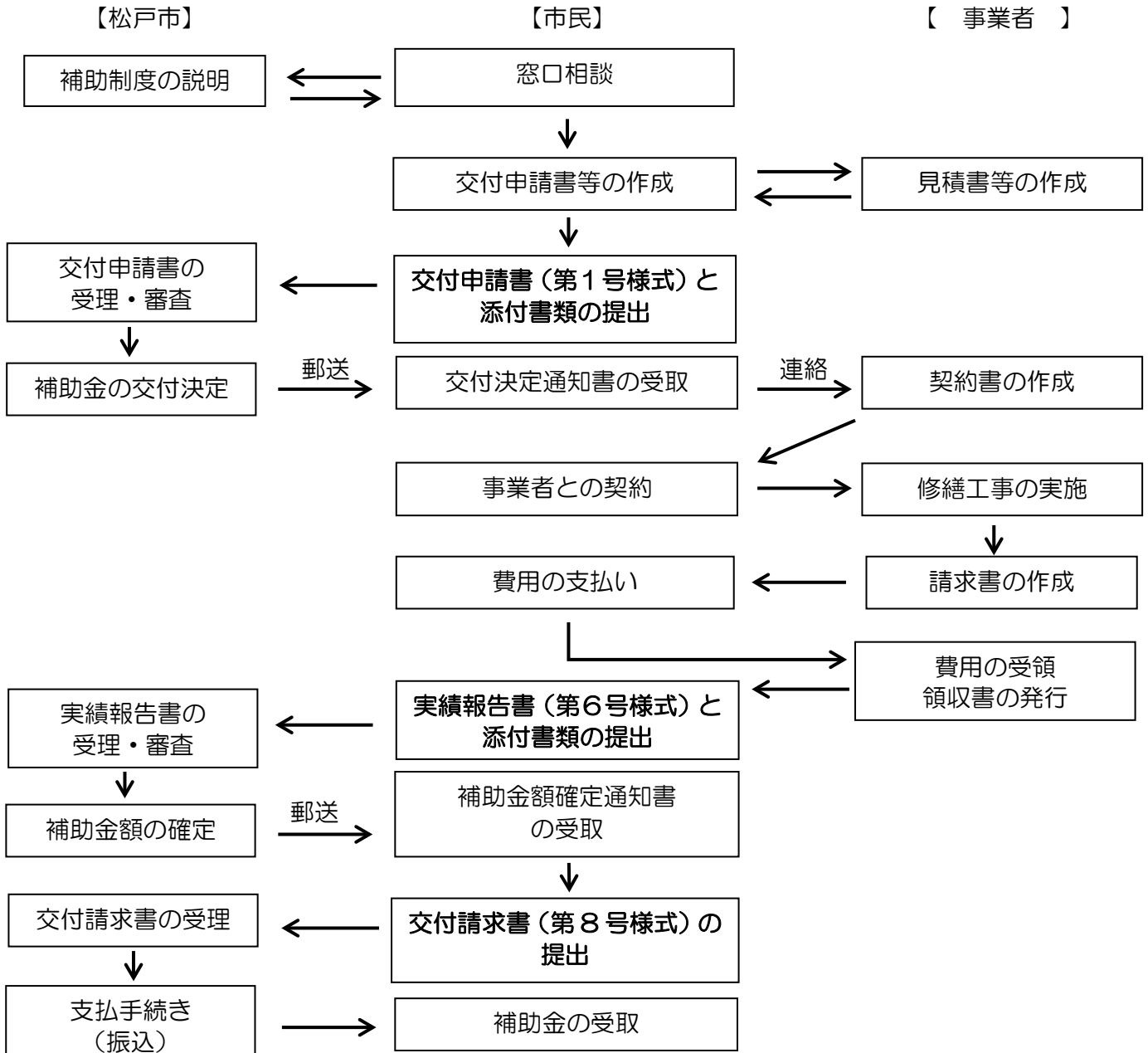
2. 工事完了後の提出書類

- (1) 松戸市被災住宅修繕緊急支援事業補助金実績報告書(第6号様式)
- (2) 修繕工事に要した費用に係る契約書等及び領収書の写し
- (3) 修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3. 補助金額確定通知書受取後の提出書類

- (1) 松戸市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付請求書(第8号様式)
(添付書類はありません。)

・手続きの流れ



※変更・中止が生じた場合は事前にご相談の上、別途申請をして下さい。

※既に修繕工事が完了してる場合はこの限りではありません。

＜お問い合わせ＞
 松戸市街づくり部建築指導課
 TEL 047-366-7368



②千葉県による被災中小企業への支援（補助金）について

千葉県では、令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨によって被災した県内の中小企業及び商店街に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

1. 補助金の概要

(1) 千葉県中小企業復旧支援事業（32億円）

補助対象者	中小企業者
補助対象	施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等（保険給付を除く）
補助率	4分の3
補助上限額	1,000万円

(2) 商店街復旧支援事業（2,000万円）

補助対象者	商店街（商店会を含む）
補助対象	災害により破損した街路灯、アーケード等の復旧費用
補助率	3分の2
補助上限額	500万円

2. 【参考】千葉県内中小企業の被害状況（各市町村の実態調査に基づく推計）

「被害件数」	18,658件
「被害額」	305億7,200万円

3. 【参考】松戸市内中小企業の被害状況（実態調査）

「被害件数」	15件
「被害額」	650万円

【問い合わせ先】

経済振興部商工振興課 ☎047-711-6377



③千葉県による被災農業者への支援（補助金）について

千葉県では、令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨によって被災した県内の農業者に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

1. 補助金の概要

被災農業施設等復旧支援事業（県予算 約213億円）

補助対象者	被災した農業者
補助対象経費	被災した農業用施設・機械の再建・修繕及び撤去に要する経費
補助率	10分の9（国：3／10、県：2～4／10、市：2／10）

2. 【参考】台風第15号の影響による千葉県内の農業被害状況

農業施設等	約275億6,700万円
農作物等	約105億7,700万円

3. （参考）台風第15号により被災した松戸市内農業者の要望状況（要望調査）

農業者数	49名
要望額	調査中
主な被害概要	農業用ハウス、農業用倉庫、多目的防災網

4. 【参考】台風第19号により被災した松戸市内農業者の要望状況（要望調査）

農業者数	調査中
要望額	調査中
主な被害概要	農業用ハウス、農業用倉庫、多目的防災網

5. 予算要求

令和元年度（令和2年3月）補正予算の要求を検討中

【問い合わせ先】

経済振興部農政課 ☎047-366-7328



④全壊・半壊家屋等の公費解体又は解体費用の償還について

【概要】

台風等の被害から生活環境の保全を図るため、全壊・半壊と認定された家屋等について、所有者からの申請を受けて、当該建物を市が公費で解体または、所有者が費用を負担して解体した場合には市が定めた基準により費用を償還いたします。

【経緯】

被災した家屋等の解体は財産処分行為であり、原則として所有者の責任で行われるものですが、罹災証明書において全壊と認定され、生活環境保全上必要と認められるものについて市町村が解体を行う場合は、従前から国庫補助の対象とされてきました。今回の台風15号・19号においては、被害が甚大であることから対象を拡大し、半壊についても国庫補助の対象とされました。

現時点で松戸市において全壊は確認されておりませんが、半壊が発生していることから、生活環境保全のため、被災家屋等の公費による解体又は、所有者が解体した場合の費用償還を実施することと致しました。

【対象】

個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション・事業所等（中小企業者が所有するもの）であって、台風15号・19号の罹災証明書で全壊、大規模半壊、半壊と認定されたもの。10月25日の大雨の罹災証明で全壊と認定されたもの。

【今後の市民への周知方法】

- ・罹災証明書を受けられた方々に意向を確認。
- ・松戸市ホームページの掲載を12月15日に予定。
- ・広報まつど12月15日号の掲載を予定。

【問い合わせ先】

環境部廃棄物対策課 ☎047-704-2010



⑤被災者への生活再建支援について

1. 被災者生活再建支援制度について（国の制度）

令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨により被災され、居住する住居が全壊、または大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

●支給対象者

居住する住居が全壊、大規模半壊、半壊世帯（やむを得ない事由により住宅の取り壊しが必要な世帯）の世帯主の方が対象です。

●支援金額

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合算額（最大300万円）を支給します。

●受付期間

基礎支援金：災害のあった日から13か月の間

加算支援金：災害のあった日から37か月の間

2. 災害援護資金貸付について（国の制度）

令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨により被災され、世帯主が負傷された世帯や、家屋や家財に著しい被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯のうち、一定の所得に満たない世帯を支援するため資金の貸付を行います。

●支給対象者

災害により世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1か月以上の場合、もしくは居住する住居が全壊、大規模半壊、半壊世帯の世帯主、または、家財の3分の1以上が被災した世帯主（所得制限があります）の方が対象です。

●所得制限

世帯の市町村民税における前年の総所得金額が次の定める額に満たない世帯であること。

世帯人数1人の場合	220万円
2人の場合	430万円
3人の場合	620万円



4人の場合 730万円

5人以上の場合 1人増すごとに730万円に30万円を合算する。

但し住居が滅失した場合は1,270万円とします。

●貸付条件

貸付限度額	350万円（被害状況等により異なります）
利 率	据置期間経過後1.5%（保証人を立てる場合は無利子）
据置期間	3年
償還期間	10年
償還方法	年賦、半年賦、月賦（元利均等償還、繰上償還可）

●申込期間

台風第15号	令和元年12月31日まで
台風第19号	令和2年1月31日まで
10月25日の大雨	令和2年1月31日まで

3. 千葉県災害義援金について

令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨により被災された被災者に対し義援金を支給し、生活再建を支援します。

●支給対象者

被災により居住する住居が全壊、（大規模）半壊、床上浸水、一部損壊の世帯主の方が支給対象です。

●支援金額

全壊30万円、半壊15万円、床上浸水3万円、一部損壊1万円です。

●受付期間

未定

4. 松戸市災害見舞金について（市の制度）

地震・火災及び風水害等により罹災された方に対しその更正意欲の向上を図るために支給します。（令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨も対象になります。）



●支給対象者

- ①松戸市に現に居住し、本市住民基本台帳に記載されていること。
- ②被災により居住する住居が全壊、(大規模)半壊、床上浸水、の世帯主

●支援金額

- 一般世帯：全壊5万円、(大規模)半壊3万円、床上浸水3万円
社員寮等：全壊2万円、(大規模)半壊1万円、床上浸水1万円

●支給状況

台風第15号による半壊世帯5件及び第19号による半壊世帯1件に見舞金を支給済みです。

●予算額

1,500,000円

【問い合わせ先】

健康福祉部地域福祉課 ☎047-366-3019